

かすみがうら市教育委員会 3月臨時会 会議次第

日 時 令和2年3月16日(月)
午後3時30分～
場 所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

1 開 会

2 あ い さ つ

3 議 題

(1) 議案第5号 令和2年度教職員人事異動の内示について

(2) 議案第6号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則及び
かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について

(3) 議案第7号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
について

4 そ の 他

5 閉 会

かすみがうら市教育委員会 3月臨時会会議録

1 招集期日

令和2年3月16日（月）

2 招集場所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教育長	大山隆雄
委員	中島和彦
委員	坂本雅子
委員	梶本梓

4 欠席委員

委員 田澤高保（教育長職務代理者）

5 委員以外の出席者

教育部長	田崎守一
学校教育課長	岩井雄一郎
生涯学習課長	仲澤勤
スポーツ振興課長	金子俊文
教育指導室長	岡野浩則
学校教育課課長補佐	永田昌之
学校教育課総務担当係長	阿部佳子

6 議題

議案第5号 令和2年度教職員人事異動の内示について

議案第6号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則及び
かすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
について

会議の大要

開会 午後3時30分

事務局：起立、礼、着席。
それでは、これより臨時教育委員会を開催したいと思いますので、教育長よろしくお願いします。

教育長：それでは、本日は、3名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。なお、田澤委員におきましては欠席させていただきたいという連絡がございました。
これより、3月の臨時教育委員会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました先月2月の定例教育委員会の会議録について、この場で訂正内容について確認させていただきたいと思いますので、訂正等がございましたら、お願いいたします。

(「訂正等なし」の声あり)

教育長：それでは、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、議事に入る前に、お諮りいたします。
議案第5号は教職員の人事に関する内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教育長：ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は非公開といたします。

【議案第5号】「令和2年度教職員人事異動の内示について」(非公開)

教育長：これより会議を公開といたします。
次に議案第6号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則及びかすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。
事務局 学校教育課 教育指導室の説明を求めます。

教育指導室長：議案第6号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則及びかすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について」、令和2年3月16日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則及びかすみがうら市立学校処務規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり改正したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。1改正規則・訓令、かすみがうら市立学校管理規則の一部改正、かすみがうら市立学校処務規程の一部改正でございます。3ページ以降がその内容でございます。概要を申し上げますと、働き方改革の一環で教職員の労働時間の上限規程を教育委員会の学校管理規則の中に盛り込まなくてはならないという文部科学省からの通達関係がございましたので、それに対応するものでございます。昨年の6月に「教職員の働き方改革方針」を教育委員会で議決いただいておりますので、それに基づきまして第27条、1箇月について45時間が上限の範囲、1年については360時間が上限の範囲ということです。45時間×12箇月では1年間の上限を超えてしまうのではということです。1箇月は45時間まで、1年間で通すと360時間まででお願いした

いということです。あとは2項の方では、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲とするために適切な管理を行うということで、月80時間を超えることが無いように等の規定を示しております。次ページ以降は新旧対照表、7ページ目が処務規定の方で、学校管理規則の条文追加に伴い、第35条を第36条に改めるというものでございます。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第6号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり決します。

次に議案第7号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局 生涯学習課の説明を求めます。

生涯学習課長 : 議案第7号「かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」、令和2年3月16日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。かすみがうら市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり改正したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。10ページをお開き下さい。この度、かすみがうら市ウエルネスプラザが旧宍倉小学校に本年6月に開設予定でございます。こちらに合わせまして、かすみがうら市旧志士庫第1公民館ということで戸沢運動公園の前にある公民館でございますが、こちらの機能を市ウエルネスプラザの方に移転し、並びに旧宍倉小学校の屋内体育施設が廃止となりまして、市ウエルネスプラザの体育館ということで使用されることを提案する内容となっております。施行日につきましては、現在、6月1日と予定はしてございますが、正式に決定次第、告示されるものと思われま。以上でございます。

教 育 長 : ただ今の説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 : 質疑がないようですので、議案第7号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 : ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり決します。

以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。

続いて、その他の事項に移ります。

報告事項等がありましたら説明をお願いします。

教育指導室長： 新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校の受入れ状況についてご報告いたします。3月6日から学校での受入れが開始されまして、児童数の割には少ないという印象ですが、3月6日は47人、土日を挟んで月曜日が43人、火曜38人、水曜45人、木曜35人、金曜40人と、40人前後で推移しておりまして、本日は29人という状況でございます。本市の場合、保健福祉部の学童の方が朝7時から夜7時まで開いているということ、また4月に申し込んでいたが、ほとんど行っていなかった方々も結構いたらしく、まずは学童の方に優先して行っているのが実情のようです。ただ、学童の方に申し込んでいなかった子や、あるいは学童に申し込んでいるが、密集集団が怖いという理由で学校の方で受け入れているお子さんも実際はおります。この人数をご覧になる限り、ほとんどが、ご家庭で過ごしている、或いはご親戚、或いは祖父母のご尽力によるものが大きいのではないかと考えております。受入れで一番多いのは下稲吉東小学校で、核家族が多いところは多いのかなと考えております。あとは民間の学童の方に行っているお子さんもいるので、意外と受け皿的には広がった・大きかったという印象を持ちます。今後も23日まで、あと3日間ほど続き、19日は卒業式で6年生が来ますので、学校の受入れができませんが、受入れ時の様子を見ながら、或いはグラウンドで子ども達の遊んでいる様子などを観察しながら、24日の修了式における子供たちの状況を丁寧に行っていければと思っております。以上でございます。

教 育 長： ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。

委 員： 東日本の震災の時、私の家は上の子が1年生で、先生が一人ひとり家を回って「元気？」と家庭訪問みたいな形で2～3分、お声掛けがあったのですが、今回は無いのかなと思いました。電話でも先生の声を聴けば子供達もちょっと安心するのかなと。他の県では誹謗中傷があったみたいで、福岡の方では、家に電話があって家庭訪問をしたら、子供を家に縛り付けるようだと言ったとニュースが載っていたのですが、何かそういう対策とかないのかなと質問させていただきました。

教育指導室長： 指導室としては、校長会の方で休業中の子供の把握をまず行ってくださいと校長先生方には働きかけております。ただ、学校によっての実情や保護者の方のニーズ的なものがいろいろあり、苦慮しているのではないかと考えますが、学校によっては電話連絡しているという所もございますし、2人を除いて全部、学校の敷地内の学童に来ているという学校もございますし、いろいろなのですが、その把握の方はどのように行っているか毎日のように指導室から確認をしている最中でございます。今後も働き掛けていきたいと思っております。

教 育 長： その他ございますか。

委 員： 同じく臨時休業中の様子のことですが、まず1点目は、臨時休業になる時、学校ではとても大きな突然のことで、すごくバタバタしながら臨時休業になったので、その準備は大変だったのかなと思いますが、教育指導室長がおっしゃられたように、臨時休業になった後、公立もしくは民間の放課後児童クラブを利用する子供たちが居たりする現状なので、もう少し学校と、やはり前々から課題である放課後児童クラブとの連携が必要ではな

いかと本当にひしひしと感じました。国の報道で放課後児童クラブについては開けなさい、かすみがうら市ですと朝7時から午後7時もしくは午後7時半というのが通常のルールなので、その時間を突然開けなさいという事になり、各児童クラブが開ける事にはなったのですが、その時点ではまだ、学校側が児童の受入れのため学校開放するということが全く分からない状況であったり、分かった時には、児童クラブとのやり取りがあったり、民間の児童クラブの場合、3時まで学校にいるけれども、その後迎えが来るのであれば学校の利用が可能だとマチコミメールで流れた学校があったり、全く流れなかった学校があったりで、施設側には対応について問合せがあったり、非常にプラスアルファの疲弊感があるというような状況でしたので、その辺りの学校っていう組織と福祉部門の児童クラブと、使用している言葉は同じなので、もう少し事業と事業の連携が取ればスムーズだったかなという点を意見というか、お願いということでございます。

もう1点は、学校が臨時休業になった日数は、半月や一月あるわけではないのですが、ここで休業になった分について、その学習支援については特に予定はないのでしょうか。

学校教育課長： 政府の方で今回の臨時休業について、子供を学校へ来させないようにしてくださいという方針が示されました。その後、委員さんがおっしゃるように、朝の7時から夜の7時まで児童クラブを開けるよう示されております。当初、学校は開けないという国からの指導でしたので、開けない予定でしたが、状況が変化してきました、どこにも行けない子供がいるという事で、児童クラブに申し込んでいない、家にも保護者がいない、親戚の方に預けることもできないという方は間違いなくいることから、全児童を対象に3月3日回収で、各家庭での対応についてアンケート的な調査を行いました。市内の全児童（小学生）ですから、約2,000人に対し、377人がどこにも行けないという結果が出ました。その結果を基に、学校でも受入れしましょうということで、臨時休業中の学校での受入れ措置をとっています。調査の結果、377人いたのですが、日程調整等を行う際、実際に何人来るのか分からないため、学校での受入れ希望を聞いたところ、1日平均約72人、現状では40人前後なのですが、その72人の方を受入れ対応しなくてはならないという事で、今回の措置をとった経過がございます。

委員： そのことが悪いとかという事ではなく、良いことだと思いますが、その実施にあたり、会議をすとか緊急で無理ですが、福祉部門と学校教育の部門でももう少し連携がとれていれば、もっと良かったかなと思います。決して今回の対応が良くなかったと全く思っていないですが、もう少しコミュニケーション、連携がとれていれば、なお良かったかなというような意味で申し上げました。

教育長： ただいま委員さんからありました連携という事で、保健福祉部と学童の受入れ態勢について、普段は午後3時以降の受入れですから、それが朝からとなると、人員等の関係もあるので、その対応も含めて準備期間を取るべきだろうという事になりました。かすみがうら市の場合は、準備期間を4日間とりまして、3月6日からの臨時休業としまして、近隣市では石岡市やつくば市も6日からとなっておりますが、県南教育事務所管内の14市町村でも多少ばらつきがありました。1番多かったのは2日からで17自治体、次に多かったのが6日からで12自治体という事で、いつから対応するかという点では、学童の件や学校での受入れ態勢も含めて考えなけ

ればならない事や、保護者の会社の休暇等を考慮するなど、いろいろなことが出てきたことを考えると、準備期間を4日間とった事については良かったのかなと感じております。振り返ってみても、常に保健福祉部と連携を取って進め、決して連携を疎かにする事はなかったのではないかと思います。まだまだ不十分なところも多少あったかもしれませんが、今後、今回のような事態がまた起きる可能性もありますので、十分参考にし、万全の策をとっていくことに繋がりたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

次に学習支援について、教育指導室長よりお願いします。

教育指導室長： 今回の臨時休業に伴う学習内容の未履修が、どのくらいあるのかは把握済みでして、各学校の対応についても確認したところ、新年度に入ってから、最初に未履修分を補充していくという事で確認しております。4月当初の校長会において、各学校とも徹底できるよう、もう一度確認してまいりたいと思います。未履修問題があると大変なことです。臨時休業に入る前に行った臨時校長会でも未履修が無いように、例えば臨時休業中の課題、プリントの出し方など、準備期間の4日間ですべて検討し、最終日の3月5日までに間に合うよう、各学校の校長にお願いしたところですが、それでも終わっていない学校や、終わっているという学校、学年もあります。今から復習を行おうと思っていたという学年、学校もありましたので、学校の状況やクラスの状況によっても違うと思いますので、一番最低ラインのところというか、行っていない最大値のところ、もう一度履修し直し（学び直し）というのにも必要かなと思います。慌てて行って、定着していない部分もあると思いますので、その点も確認しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

教 育 長： 授業時数と学習内容という教育課程の大きな狙いがあるわけですが、学習内容については、ほぼ履修できたのかなと思います。ただ時間数については、今後集計してみないと分からないところもあるかと思えます。先ほど、教育指導室長からも説明がありましたように、まだ学習が不十分なところについては、新年度のスタートの段階で対応するという事について、もう一度確認をするということで、一委員さん、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

委 員： はい。

教 育 長： その他ございますか。

委 員： 臨時休業中になってから10日間、何か問題等はないでしょうか。

教育指導室長： 生徒指導上の大きなトラブル等の報告は受けておりませんが、外国籍の保護者や子どもとの連絡が取れなくなり、家庭訪問等、学校と教育指導室と共同で所在確認を行っている案件が何件かございます。今後どう変わっていくのかを含めて、確認して参りたいと思います。日本国籍の方ではなく、完全に外国籍の方で、親子共々アパートからいなくなっている状態なので、現在、住基ネットを含めて確認しているところでございます。

委 員： 他の小学生や中学生など、どこかに集まって屯ったりなど、特別問題は起きてないのでしょうか。

教育指導室長： 生徒指導上の問題ではないのですが、保護者の方が声をあげて、部活動の子供たちを市外のコートに集めて練習していたところに、OBが来るので、顧問が何をやっているのかと思って見に行ったら、休業中に練習を行っているとの貴重なご意見のお電話をいただきました。中学生のお子さんを持つ保護者としては、何とか運動させてあげたいという思いなどは仕方ないのかなとは思いますが、そこに顧問が「大丈夫か」という感じで顔を出すと部活動と捉えられるので、その点は学校長を通して指導の方を入れさせていただいております。ただ、熱心な保護者が多い地域だと、どうしてもそのようなことが起こりえることもあり、なかなか苦慮しております。以上でございます。

委員： 監督というか、良く目配せしていただき、休みが長すぎるので、子供たちの学校に対する気持ちが若干、変化が出てきてしまうかもしれないので、その辺をうまく導いていただければよいお願いできればと思います。以上です。

教育長： 要望という事で受け止めさせていただきます。その他ございますか。

(報告事項等なし)

教育長： その他、特になければ、本日の臨時教育委員会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議誠にありがとうございました。

事務局： 起立、礼。

閉会 午後4時15分